

I. 事実の概要

看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方、相前後して、別の看護師 Y も、A に対して、風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A はこれらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬を一緒に飲み、死亡した。

なお、X 及び Y の間には、共犯関係はなく、両者が支給した劇薬は全く同種・同量のものでありどちらの劇薬の作用によって死亡したのか明らかではない。

II. 問題の所在

本問において、A は、X 及び Y から支給された同種同量の劇薬を一緒に服用して死亡しており、どちらの劇薬の作用によって死亡したのかが明らかではない。そして、X 及び Y はそれぞれ致死量の劇薬を A に支給していることから、どちらか一方の行為がなかったとしても、A 死亡の結果は発生していたはずである。そこで、「あれなければこれなし」という条件関係が認められず、因果関係が否定される。X、Y が問われることとなる業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)には未遂処罰規定がないため、両者は不可罰となり結果の妥当性が得られない。

そこで、条件関係の公式を修正し、因果関係を認めることで両者に業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立させることはできないか、条件関係の修正の可否が問題となる。

III. 学説の状況

A 説：条件関係修正説¹

択一的競合の場合、「あれなければこれなし」という条件関係の公式を修正し、「いくつかの条件のうち、いずれかを除去しても結果は発生するが、すべての条件を除けば結果が発生しない場合には、すべての条件につき因果関係を認めざるを得ない」として条件関係の公式を修正し、因果関係を肯定する。

B 説：条件関係修正否定説²

条件関係の公式を修正せず、択一的競合の場合は、まさにその犯人の行為が存在しなくても結果は発生したのであるから、因果性はないとして、因果関係を否定する。

¹ 前田雅英『刑法総論講義〔第 5 版〕』（東京大学出版会,2011 年）180 頁。

大谷寛『刑法講義総論〔新版第 3 版〕』（成文堂,2009 年）223 頁。

² 町野朔『刑法総論講義案(1)』（信山社出版,1996 年）156 頁。

C 説：結果回避可能性説³

「あれなければこれなし」という条件関係の公式には、当該結果が回避可能であったか(結果回避可能性)を判断するという特別の意味があり、結果回避可能性がない場合には条件関係の存在を否定する。択一的競合の場合は、一方の行為によって結果が発生するのであるから、他方に結果回避可能性はないとして、両者の行為につき因果関係を否定する。

IV. 判例

最判昭和 26 年 9 月 20 日

(1) 事実の概要

二人以上の者が共謀しないで他人に暴行を加え、傷害致死の結果を与えたが、被害者の死を生じさせたのが誰の行為によるものか不明であった。

(2) 決定要旨

「原判決は本件傷害致死の事実について被告人外二名の共同正犯を認定せず却って二人以上の者が暴行を加え被害者を傷害ししかも傷害を生ぜしめた者を知ることができない旨判事していること原判文上明らかなことであるから、刑法 207 条を適用したからといって、原判決に所論の擬律錯誤の違法は存在しない」

(3) 検討

この判例は、共犯関係のない二名以上の者による傷害致死事件につき、同時傷害の特例(207 条)を適用したものである。

207 条の趣旨は、二人以上の者が暴行を加えたにも拘わらず、個別の因果関係の証明が困難なため傷害罪が成立しないとするのは不当であるから、共同正犯関係を擬制しようというものである。当判決は、傷害致死の場合にも、上記のように、因果関係の証明が困難であるせいで結果の帰責がされないという不当な結果を防ぐという 207 条の趣旨が妥当することを示したものと言える。

したがって、当判決は、結果が発生しているのに因果関係の原則では行為者に帰責されないという場合には、妥当な結論を導こうとしているものと言える。よって、行為があったのに結果についての帰責がないことは不当であるから妥当な結論を導く、という A 説(条件関係修正説)の趣旨は、刑法上認められるものと言える。

³ 山口厚『刑法総論 [第 2 版]』(有斐閣,2009 年)54 頁。

V. 学説の検討

1. 確かに、刑法上の因果関係は、発生した結果のうち、実行行為に基づくものとして処罰できるほどの範囲までであるかを条件関係の基礎として、類型的に確定すべきである。したがって、択一的競合の場合は、B説に基づき条件関係の公式に従い、未遂とすることが妥当とも考えられる。

しかし、両者とも結果を発生させるのに十分な行為をしていながら、偶然他の行為者がいたために、単独で行為した場合と異なり、未遂とするのは法益保護機能が全うできず、妥当でない。また、XとYがそれぞれ独立に故意または過失によって、Aに致死量の2分の1の毒薬を服用させたため、これらが重疊的に作用してAが死亡した場合(重疊的因果関係事例)には、「X(Y)の行為がなければAの死亡なし」といえ、少なくとも条件関係が肯定されることと比較しても、妥当とはいえない。

加えて、条件関係が否定されるとすれば、過失の場合は未遂犯となり、誰も責任を負わないこととなる。そこで、かかる不合理を回避すべく、各人の実行行為と発生した結果との間の条件関係を肯定し、各人に結果を帰責させる必要がある。

2. C説の立場では、結論を導く際に、論理一貫した判断が困難となる。例えば、ZがXとYに対して別々に「Aを殺害せよ」と教唆した結果、XとYがそれぞれ致死量の毒薬を服用させ、Aを殺害した場合、結果回避可能性のないXとYの行為を前提としてそれを利用したZの行為につき、いかなる犯罪を成立させるか不明である。結果回避可能性のない行為を利用していることから、殺人未遂の教唆(203条・199条・61条1項)が成立するとどまるとも思われるが、Z自身はXY両行為を認識しており、結果回避可能性があったのであるから、因果関係ありとして殺人既遂罪の教唆(199条・61条1項)が成立するとも思われるからである。従って、C説は妥当でない。

3. ここで、A説をとった場合、両者の行為は現実に競合して行われているので、二つの行為を別々に評価するのではなく、一括して取り扱い、両者を共に取り除くと結果が発生しなかった場合には、条件関係を肯定することができる。確かに、共犯関係のない両者を一括して取り扱うことは不当であるともいえる。しかし、結果を発生させる行為が、競合して行われているのであれば、両者の行為を別個にとらえずに、一括して除去すれば結果が発生しなかったと言える場合には、条件関係を認め、各人との間の因果関係を肯定できると解すべきである。このように解しても、各人について行為によってなされた結果が発生しているという事実的な結びつきはあり、両者に帰責する基礎が認められる。以上から、条件関係の公式を修正し、いずれの行為を除去しても結果は発生するが、両者の行為を除去すれば結果が発生しない場合に、条件関係を認めるA説が妥当である。

よって、検察官側は、A説を採用する。

VI. 本問の検討

第一 X の罪責

1. X の A に致死量の劇薬を支給し、A を死に至らしめた行為について業務上過失致死罪(211 条 1 項)が成立しないか。

2.(1)ア. 本罪における「業務」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、かつ、他人の生命身体に対する危険性を有する行為である。

イ. 本問において、X は看護師であり、人の生命身体に関わる行為を行う、社会生活上の地位と言える。そして、X の、患者に対する医薬品の支給や服用、という行為は、当該地位に基づいて反復継続して行われる行為である。かつ、当該行為は患者の生命身体に危険を及ぼす可能性のあるものである。

(2) また、X は看護師であることから、看護師としての相当の注意をもって医療行為を行うという義務を負う。しかし、X は過失によって A に対して劇薬を支給しているため、「必要な注意を怠った」と言える。

したがって、X には業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

3.(1)ア. そして A 死亡という業務上過失致死罪の構成要件的结果が発生している。では X の実行行為と A 死亡との因果関係は認められるか。

そもそも、因果関係とは、「あれなければこれなし」という条件関係を基礎とし、行為の客観的危険性が結果へと現実化する過程のことをいう。かかる定義からすると、条件関係が認められ、行為の客観的危険性が結果へと現実化したと言えるとき、因果関係が肯定される。

イ. もっとも、本問において、X の毒薬を飲ませる行為なくしても、Y による同様の行為により A 死亡の結果が発生することから、「あれなければこれなし」という条件関係が認められるかが問題となるところ、前述の通り、検察官は A 説を採用し条件関係を修正する。

(2) 本問において、XY それぞれの行為を一括して取り除くと、A 死亡という結果は発生しなかった、すなわち「XY の行為がなければ、A 死亡の結果なし」といえ、条件関係が認められる。また、X の、致死量の毒を A に飲ませるという行為は、それだけで A を死に至らしめる危険性が客観的に認められる上に、A の死という結果は現実化している。したがって X の当該行為の客観的危険性が結果へと現実化したと言える。以上より、X の当該行為と A 死亡との因果関係は肯定される。

4. よって X の当該行為について業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立する。

第二 Y の罪責

Y に関しても X と同様にして、業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立する。

VII. 結論

以上より、X 及び Y は業務上過失致死罪(211 条 1 項)の罪責を負う。

以上